

第2回 地下水汚染による損害賠償請求が 一部認められた事例

公害等調整委員会事務局

今回は、ある工場で使用した化学物質が地下に浸透し、生活用水である井戸水を汚染したとして、住民による不法行為に基づく損害賠償請求が一部認められた事例を紹介します。

福島地方裁判所郡山支部平成14年4月18日判決（判例時報1804-94）

【事案の概要】

被告は、金属製容器等の製造等を業とする会社であるが、その設置・操業する工場において、洗浄剤としてテトラクロロエチレン（以下「本件物質」という。）を使用していた。原告らは、その工場の周辺住民であり、井戸水を生活用水として飲用等に利用していたが、この工場で使用した本件物質が地下に浸透して井戸水に混入したため、井戸水が汚染されたとして、不法行為に基づく損害賠償を求めた。

裁判所は、井戸の位置関係、地下水流動系の状況、本件物質の検出状況等を総合すると、本件物質が地下に浸透して、地下水の流動系に沿って移動拡散して井戸に到達したと認定し、地下の浸透を防止する措置を講じるべき注意義務を怠った過失があるとし、かつ、水道水の暫定基準値を上回る量の本件物質が井戸水から検出された経緯から、軽微な汚染であった一部の井戸を除き、侵害行為の違法性を認め、原告らの損害賠償請求を一部認容した（確定）。

【裁判所の判断の要旨】

本件工場の操業に伴う公害が、第三者に対する関係で違法な権利侵害・利益侵害になるかどうかは、侵害行為の態様、侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、本件工場所在の地域環境、侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、その間に採られた被害の防止に関する措置の有無、内容、効果等の諸般の事情を総合的に考察して、被害が一般社会生活上受忍すべき程度を超えるものかどうかによって決するのが相当である。

本件では、被告が故意でなくとも作業過程で継続的に本件物質を滴下させ地下に浸透させて地下水を汚染し、井戸を汚染させたことが認められる。また、本件物質は発がん性の可能性があり、水道水の暫定基準を超える量が井戸水から検出され、その結果、人は人格権として生存・健康を維持するのに十分な生活用水を確保・使用する権利を有すると解されるが、原告らは、この井戸水を継続的長期的に摂取すると人体への影響が懸念されるとして保健所から常に煮沸飲用するよう指導され、また、原告らの自宅は本件工場に隣接し、本件当時、水道管が近くになく井戸水により生活用水を確保せざるをえなかった地域環境に鑑みると、被告が本件物質汚染防止のために諸施策を講じたことを考慮しても、原告らとの関係では、被告の侵害行為は、社会生活上受忍すべき限度を超えた違法なものである。

1 はじめに

本件は、井戸水を生活用水としている住民がその水を汚染した会社に対して損害賠償を求めた事案です。井戸水（地下水）は、特に上水道が整備されていない地域に住む人々にとっては毎日の生活の中で欠かせないものですから、現にその水が汚染されれば、住民の生活、身体等に多大な影響

を及ぼすことになります。

2 地下水と法規制

地下水は、我が国の水使用量の約15パーセント、都市用水（生活用水と工業用水）の約30パーセントを占め、全国約3000万人の飲用に供せられ、災害時等緊急時の水源としても重要な役割を果たし

ています。一般に、地下水は水質が清浄で、恒温かつ低温、取得が経済的などの利点があげられますが、一度汚染されると流速が極めて緩慢であることから自然の浄化をなかなか期待できないものでもあります。従って、未然に汚染を防止するのが重要であり、汚染が発見された場合は早急に浄化していくことが必要になります。

水質の規制に関する法律としては、昭和46年6月に、人の健康保護と生活環境保全を目的として、水質汚濁防止法が施行されました。当初は、工場等から公共用水域に排出される水を規制していましたが、有害物質による地下水汚染の未然防止等を図るため、平成元年10月1日施行の改正で、同法の目的に「地下水の水質の汚濁の防止を図ること」が加えられ、有害物質を含む汚水等の地下浸透を禁止するなど地下に浸透する水にも規制がされることになりました。また、平成9年4月1日施行の改正で、地下水汚染の防止のため、地下水の水質浄化に必要な措置に関する規定が設けられました。

本件物質は、甘いにおいのする無色透明の合成化学物質で、人間に対しておそらく発がん性があるものとされており、同法2条2項1号に基づく施行令により、人の健康に被害を生ずるおそれがある物質であると規定されました。

3 本事案の争点

まず、被告の侵害行為の態様及び汚染経路が争点になり、一部原告の井戸の方が、工場側よりも地下水位が1メートル以上高いこと等が因果関係を争う理由として主張されました。これについて、裁判所は、鑑定結果等を踏まえ、工場と井戸との位置関係（75～160メートル）、工場付近の地質と地下水流動系の状況、本件物質の検出状況等を総合すると、旧洗浄室で洗浄作業を行った過程で床面に滴下した本件物質が、地下に浸透して、地下水の流動系に沿って移動拡散した結果、又は、調整池を介してあるいは地下ポテンシャル（位置エ

ネルギー）の大きいローム層からそれが小さい沖積層の帯水層単位へ漏水した結果、井戸が汚染されたと認められると判断しました。

次に、被告の侵害行為の過失（予見可能性）の有無が争点になりましたが、裁判所は、工場の旧洗浄室の床面の仕様、コンクリートの透水性、本件物質の性状等から、本件物質が旧洗浄室のコンクリート床面に滴下すれば、コンクリートに浸透して地下水を汚染することは、当時の知見等に鑑みると予見が可能であったし、地下への浸透を防止する措置を講じるべき注意義務があったというべきで、この義務を尽くさず汚染をもたらしたのだから、被告の侵害行為につき過失が認められると判断しました。

なお、原告らは、侵害行為の違法性について、被侵害利益が生命健康という非代替性のものであるときは当然に違法であり、受忍限度論を基準として判断すべきではないと主張しました。これについて、裁判所は、生命健康に対する違法性判断にあたっては慎重な配慮を要するものの、前記要旨のとおり総合判断を踏まえて違法性を判断すべきであるとした上で、井戸から検出された濃度が水道水暫定基準を上回っていた原告らとの関係で違法性を肯定し、そのほとんどが定量下限値以下であった原告との間では未だ受忍限度を超えた違法なものということとはできないと判断しました。

4 おわりに

地下水汚染における因果関係の解明については、土壤中に流入した有害物質の地下水へへの移行過程、当該土地の地質の構造、地下水の流動経路等様々な要素が関係してきますので、地質、地下水、有害物質の性状等に関する専門的な知識が要求されることになり、非常に困難な作業を伴うことが多いと思われます。本件は、水質汚濁の汚染経路や日常生活上の支障、精神的苦痛との因果関係について判断を示した事例の1つとして参考になると思い、紹介しました。